主 文

- 本件控訴を棄却する。
- 控訴人の当審における新たな請求(著作権に基づく請求)を棄却する。
- 控訴費用は控訴人の負担とする。

事

第一 当事者の求めた裁判

控訴の趣旨

- 原判決を取り消す。
- 被控訴人は、その営業表示として別紙(二)の(1)ないし(3)に示す表示 (英文字) の使用をしてはならない。
- 被控訴人は、次の物件に使用している表示(英文字)を抹消しなければならな い。
- (-)本店所在建物二階部分窓ガラスにおける別紙(二)の(1)の写真に示す 表示
- 事務所封筒における別紙(二)の(2)の表示
- 社員に使用させる名刺における別紙(二)の(3)の表示 (Ξ)
- 被控訴人は、別紙(二)に示す形状構成の標章を、1酒類(薬用酒を除く) 2清涼飲料、3食用水産物、野菜、果実、4穀物(米穀及び雑穀)、5家畜用飼料の各商品について、①被控訴人本店所在建物二階部分窓ガラスの表面、②営業用チラシ、③事務用封筒、④社員用名刺及び⑤前記各商品の包装袋に使用してはならな い。
- 5 被控訴人は、右標章にかかる表示を抹消し、表示ある包装を廃棄しなければな
- 6 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 7 仮執行宣言
- 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨 二 当事者の主張

請求原因

- 不正競争防止法に基づく請求
- 控訴人は、ビールその他の酒類、清涼飲料その他の飲料、肥料等の製造、
- 販売の業を営んでいるが、その営業表示として、昭和六一年から別紙(一) (1)、(2)記載の標章(以下、それぞれ「控訴人標章(1)」、「控訴人標章 (2)」といい、控訴人標章(1)、(2)を「控訴人標章」と総称する。)を使 用している。

控訴人標章は、右使用開始後数年を経ずして、控訴人の営業表示として需要者、 取引者間に広く認識されるに至っている。

被控訴人は、米穀及び雑穀を販売しているが、平成三年七月二〇日、その 「物産コックス株式会社」から現商号である「アサックス株式会社」に変更 した後、別紙(二)(1)ないし(3)記載の標章(以下「被控訴人標章」と総称する。)をその営業活動の一環として、営業用施設(被控訴人本店所在建物二階部分窓ガラス)あるいはチラシ、封筒、名刺又は包装袋などの取引先へ交付又は配付するものに営業表示として使用している。

被控訴人の右行為からみて、被控訴人は、米穀、雑穀以外にも、会社の目的とし ている酒類(薬用酒を除く)、清涼飲料、食用水産物、野菜、果実、家畜用飼料の 販売の営業についての営業表示として、被控訴人標章を使用するおそれがある。

駅元の呂乗についての呂乗衣示として、検控訴人標草を使用するおぞれかめる。
(三) 控訴人標章と被控訴人標章とは、次のとおり類似している。
(1)① 被控訴人標章における「h」は、文字の高さにおいて一字目の「A」と全く同一の高さを有しており、かつ左側の縦線がしっかりとした太い線で表されているため、外観認識上、前半部「Asa」と後半部「hi」とを区切る視覚的効果を有していることや、前半部「Asa」と後半部「hi」との間には、「A」、「s」、「a」それぞれの文字間のスペースの二倍以上のスペースが設けられている。」のは親が一つの地上、で記述され、後半部「 ることから、前半部「Asa」の外観が一つの塊として認識され、後半部「hi」 と分離して要部と認識される可能性が高いと考えるのが相当である。さらに、一般 的に標章の語頭部は、標章の外観認識上重要な役割を果たす部分であって、語尾部

に比べ取引者、需要者に強い印象を与え、その記憶に強く残ることは経験則上明らかであり、控訴人標章の前半部「Asa」は後半部「hi」に比べ、取引者、需要者の印象、記憶に強い影響を与えるものであるということができる。しかも、文字としての認識が困難な程度にまで図案化された「A」が控訴人標章の前半部に属しているので、この前半部が文字として認識容易な「h」「i」からなる後半部と分離して認識され、要部として抽出されるべきことは明らかである。

右のとおりであって、控訴人標章の前半部「Asa」を要部と認めるべきである。

さらに言えば、控訴人標章は「A」を要部とするということもできる。すなわち、控訴人標章は、最初の一字目が大きく、二字目から五字目までが小さく表示されていることから、一字目の「A」が外観上最も目立つ存在であることは明らかである。また、一般的に標章の語頭部が、標章の外観認識上、取引者、需要者に強い印象を与える最も重要な部分であり、しかも、この語頭部には、「A」がきわめて特殊な手法でデザイン化された独創的な図形標章が配置されているのであるから、この図形標章が文字標章「sahi」から分離認識されるべきことは明らかである。

右のとおりであって、被控訴人標章については、「Asa」の部分を要部と認めるべきである。

でらに言えば、被控訴人標章は「A」を要部とするということもできる。すなわち、被控訴人標章は、最初の一字目が大きく、二字目、三字目が小さく表示されていることから、一字目の「A」が外観上最も目立つ存在であることは明らかである。

また、一般的に標章の語頭部が、標章の外観認識上、取引者、需要者に強い印象を与える最も重要な部分であり、しかも、この語頭部には、「A」がきわめて特殊な手法でデザイン化された独創的な図形標章が配置されているのであるから、この図形標章が文字標章「saX」から分離認識されるべきことは明らかである。

- したがって、被控訴人標章の語頭部「A」を要部と認めるべきである。 ③ 控訴人標章を構成する書体は比類のないきわめて独創的なデザインのものであるが、控訴人標章と被控訴人標章の外観について時と所を異にして離隔的に観察した場合、控訴人標章(1)と被控訴人標章は、要部である前半部又は語頭部において、被控訴人標章の付記的部分である縁取りを除けば、外観上全く同一であり、控訴人標章(2)と被控訴人標章は、要部である前半部又は語頭部において、外観上全く同一であるから、控訴人標章と被控訴人標章とは類似しているものというべきである。
 - (2) 呼称についても「アサ」の部分の称呼が共通している。
- (3) 観念についても、要部はいずれも前半の三文字であるから、生じる観念は共通である。

(四) 控訴人標章とその語頭に位置する「A」とは、控訴人標章の比類稀なる著名性から、取引者、需要者が「A」を見れば直ちに控訴人標章を想起する関係にある。そして、取引者、需要者が被控訴人標章に接した場合、その語頭の「A」をとらえて、控訴人標章を直ちに想起することになることは容易に想像できる。まして、被控訴人標章は、語頭から三字目までを講成する「Asa」において控訴人標章と全く同一なのであるから、取引者、需要者が被控訴人標章を見れば直ちに控訴

人標章を想起することになることは明らかである。

したがって、被控訴人標章の使用により、控訴人の営業と被控訴人の営業との間 には混同を生じ、控訴人の営業上の利益が害されるおそれがあることは明らかであ る。

商標権に基づく請求(その一)

(一) 控訴人は、別紙商標権目録(一)(1)、(2)記載の各商標権を有しいる(以下、右各商標権を総称して「控訴人商標権(一)」といい、その商標を (2)記載の各商標権を有して

「控訴人商標(一)」という。)。 (二) 被控訴人は、控訴人商標権(一)の指定商品に属する酒類、清涼飲料を販

又は販売するおそれがある。

被控訴人は、前記のとおり、その営業活動の一環として、営業用施設あるいはチ ラシ、封筒、名刺又は穀物の包装袋などの取引先へ交付又は配付するものに、商品 の広告又は商品の包装の表示として被控訴人標章を使用している以上、酒類又は清

京飲料にこれを付して使用するおそれがある。 (三) 控訴人商標(一)と被控訴人標章とは次のとおり類似している。 (1) 控訴人商標(一)の要部が前半部「Asa」にあることは、前記控訴人標章について述べたところと同一である。

被控訴人標章の要部が「Asa」の部分にあることも前記のとおりである。

しかして、控訴人商標(一)と被控訴人標章の外観について時と所を異にして離 隔的に観察した場合、両者の要部である前半部において、被控訴人標章の付記的部 分である縁取りを除けば、外観上全く同一であるから、両者は類似するものという べきである。

(2) 称呼についても「アサ」の部分の称呼が共通している。

観念についても、要部はいずれも前半の三文字であるから、生じる観念は (3) 共通である。

3 商標権に基づく請求 (その二)

控訴人は、別紙商標権目録(二)(1)ないし(4)記載の各商標権を有 している(以下、右各商標権を総称して「控訴人商標権(二)」といい、その商標を「控訴人商標(二)」という。)。 (二) 被控訴人は、控訴人商標権(二)の指定商品に属する酒類、清涼飲料、果

(二) 被控訴人は、控訴人商標権 (二) の指定商品に属する酒類、清涼飲料、果 実、野菜、魚貝類、穀物 (米穀、雑穀)、家畜用飼料を販売し、又は販売するおそ

れがある。

被控訴人は、前記のとおり、その営業活動の一環として、営業用施設あるいはチ ラシ、封筒、名刺又は穀物の包装袋などの取引先へ交付又は配付するものに、商品 の広告又は商品の包装の表示として被控訴人標章を使用している以上、米穀、雑穀 以外の右各商品の広告又は包装にもこれを付して使用するおそれがある。 (三) 控訴人商標(一)と被控訴人標章とは次のとおり類似している。 被控訴人標章の要部が語頭部「A」の部分に存することは、前記のとおりであ

しかして、控訴人商標(二)と被控訴人標章の外観について時と所を異にして離 隔的に観察した場合、控訴人商標(二)と被控訴人標章の要部「A」とは、被控訴 人標章の付記的部分である縁取りを除けば、外観上全く同一であるから、両者は類 似するものというべきである。

また、称呼「エー」、観念は共通である。

4 著作権に基づく請求 (当審における新たな請求)

控訴人は、別紙控訴人商標(一)、(二)に記載のものと同一のロゴマー クを株式会社日本デザインセンターに委託して創作させたが、右ロゴマークを構成 する各文字の書体は、他に比類のない独創的なデザインのものであって、①垂直を なす縦線は太くて力強い線で表され、その上下の辺は「右上がり四四度の傾斜」を なしていること、②はねが三角形状をなしており、この三角形状の一辺が「右上が り四四度の傾斜」をなしていること、③細い傾斜線はいずれも「右上がり四四度の傾斜」をなしていること、シいう特徴を有している。 ところで、右二件のロゴマークは、控訴人の商号の略称である「Asahi」を

素材とし、①力強さにあふれ、いきいきとした躍動感、②自然で本物だけがもつ風 格、③積極的で活発な挑戦姿勢等をデザインの基本コンセプトとして創作されたも のであって、知的・文化的精神活動の所産というべきものであるから、著作物に該 当することは明らかである。

なお、文字と書体とは峻別可能であるから、特殊なデザインの書体の場合には独

占権を認めても文字の情報伝達機能を阻害するということはないのであって、控訴人の右二件のロゴマークについて著作権による保護を否定すべき理由はない。

(二) 被控訴人の使用する別紙(二)記載のロゴマークの前半部「Asa」及び「A」を構成する各文字の書体は、いずれも細い輪郭線に囲まれているが、このよ うに文字の書体を輪郭線で囲む手法はありふれたデザインの付加であって、あえて 書体の特徴というに値しないことは明らかである。

高体の特徴というに値じないことは明らかである。 しかして、被控訴人使用の右ロゴマーク「AsaX」及び「A」は、「Asa」 及び「A」の部分において、控訴人のロゴマークのうちの「Asa」及び「A」の 書体の特徴と細部にわたって一致している。 したがって、被控訴人のロゴマーク「AsaX」及び「A」は、控訴人のロゴマ ーク「Asahi」のうちの「Asa」及び「A」の書体の複製というべきであって、被訴しておりませた。

て、控訴人の前記著作権を侵害するものである。 結論

よって、控訴人は被控訴人に対し、不正競争防止法一条一項二号に基づいて控訴の趣旨2、3掲記の請求を、控訴人商標権(一)、(二)に基づいて控訴の趣旨4、5掲記の請求を、著作権に基づいて控訴の趣旨2ないし5掲記の請求をそれぞ れなすものである。

請求原因に対する認否

- 請求原因1(一)の事実のうち、控訴人標章が控訴人の営業表示として広く認 間が原因する。そのまではいた。 識されていることは否認する。その余の事実は知らない。同(二)のうち、被控訴 人の商号変更の事実及びその時期、被控訴人が米を販売していること、被控訴人が 米の販売の営業について、その営業用施設、封筒、名刺及び包装袋に被控訴人標章 を使用していることは認めるが、その余の事実は否認する。同(三)、(四)はい ずれも争う。
- 2 請求原因2(一)の事実は認める。同(二)のうち、被控訴人が米の販売の営 業について、その営業用施設あるいはチラシ、封筒、名刺又は包装袋など取引先へ 交付又は配付するものに被控訴人標章を使用していることは認めるが、その余の事
- 実は否認する。同(三)は争う。被控訴人標章を使用していることは認めるが、その宗の事実は否認する。同(三)は争う。被控訴人標章は、全体的に「X」の文字が強調されており、外観も明らかに控訴人商標(一)と相違する。
 3 請求原因3(一)の事実は認める。同(二)のうち、被控訴人が米の販売の営業について、その営業用施設あるいはチラシ、封筒、名刺又は包装袋など取引先へ交付又は配付するものに被控訴人標章を使用していることは認めるが、その余の事業は不認する。 実は否認する。同(三)は争う。被控訴人標章は、A、s、a、Xの四文字の組合 せで表示され、Xの文字の強調の度合いが高いから、四文字のうちのAの文字のみ の類似性により控訴人商標(二)と被控訴人標章とが混同されるものとは考えられ ない。
- 請求原因4は争う。「A」、「Asa」の書体にデザイン的な工夫を加えたと しても、著作権が発生する余地はない。 第三 証拠(省略)

理 由

不正競争防止法に基づく請求について

1 成立に争いのない甲第一号証、第四号証の一及び二の各一・二、第四号証の 三・四、第一一号証、第一二号証の一ないし三、弁論の全趣旨により真正に成立し たものと認められる甲第三号証の一・二、第六号証、第一〇号証によれば、控訴人 は、ビールその他の酒類、清涼飲料その他の飲料、肥料等の製造、販売の業を営む ものであるが、昭和六一年一月頃、従来使用していた営業表示に代えて、控訴人標 章を使用することとし、以後、その営業表示に控訴人標章を使用していることが認 では用りることでし、以後、ての音素衣小に控訴人標準を使用していることが認められる。そして、控訴人標章が控訴人の営業表示として、現在全国的に需要者、取引者間に広く認識されるに至っていることは当裁判所に顕著である。 2 被控訴人が、米を販売していること、平成三年七月二〇日、その商号を「物産コックス株式会社」から現商号である「アサックス株式会社」に変更したこと、右商号変更の後、米の販売の営業について、その営業用施設(被控訴人本店所在建物工作のである。

二階部分窓ガラス)あるいはチラシ、封筒、名刺又は包装袋など取引先へ交付又は 配付するものに被控訴人標章を使用していることは当事者間に争いがない。

3 そこで、被控訴人標章が控訴人標章に類似しているか否かについて検討する。 (一) 控訴人標章は、別紙(一)の(1)、(2)のとおりの構成からなるもの

で、欧文字の「Asahi」をデザインしたものである。 被控訴人標章は、別紙(二)の(1)ないし(3)のとおりの構成からなるもの で、「AsaX」の文字をデザインしたものである。

 (\pm) (1)控訴人標章と被控訴人標章の外観を対比すると、最初の三文字「A sa」の部分は、各文字の形態、配置がきわめて類似しているものと認められる。 もっとも、被控訴人標章においては各文字の周囲に細い輪郭線が表されているのに 対し、控訴人標章(1)にはこのような輪郭線が存しない点で相違するが、文字の周囲に細い輪郭線を表すことはありふれたデザインであって、その印象は格別のものではないから、右相違によって右各文字の類似性を否定することはできない。

しかし、控訴人標章は五文字から、被控訴人標章は四文字からそれぞれ構成されているものであり、控訴人標章の四字目、五字目の「hi」の部分と被控訴人標章 の四字目の「X」の部分は、文字が、二文字か一文字か、その前にある「sa」と 同じ大きさか、それよりも大きく表されているかという違いがある上、控訴人標章 の「hi」の部分は、太い三本の縦方向の平行線とその上下の辺を右上がりの傾斜とした点が目立つのに対し、被控訴人標章の「X」の部分は、左上から右下への太 い斜線と、右上から左下への細い斜線の交差が目立ち、その印象は大きく異なるも のであって、控訴人標章と被控訴人標章とは、最初の三文字の類似性を考慮して も、その全体の外観において類似するものとは認められない。

(2) 控訴人標章からは「あさひ」の称呼を生じ、これに対し、被控訴人標章か らは「あさっくす」の称呼を生じる。

右のとおり、両者の称呼は前半の「あさ」の部分においては共通であるけれど も、「あさひ」は三音節、「あさっくす」は五音節(促音を一音節と数えて)からなる短い称呼の中で、後半の「ひ」の部分と「っくす」の部分において異なり、し かも、被控訴人標章の後半の「つくす」の部分は促音を含み強い印象を与えるか ら、全体としては両者の称呼は異なる印象を与えるものと認められ、したがって、 控訴人標章から生ずる称呼と被控訴人標章から生ずる称呼は類似するものとは認め られない。

(3) 控訴人標章からは「朝日」、「旭」等の観念を生じるのに対して、被控訴 人標章は造語と認められ、特段の観念を生じない。したがって、両者の観念が類似 するものとは認められない。

以上のとおり、控訴人標章と被控訴人標章とは、外観、称呼及び観念のい (4) ずれにおいても類似するものではないから、控訴人標章と被控訴人標章とは類似し ているとはいえない。

 (Ξ) 控訴人は、請求原因1(三)(1)①、②掲記の理由により、控訴人標章 及び被控訴人標章ともに「Asa」、「A」の部分が要部である旨主張する。

及い被控訴人標早ともに「Asa」、「A」の前分が安前でのる自土版する。 しかし、控訴人標章における「h」は文字の高さにおいて一字目の「A」と同一 であり、「h」の左側の縦線は太い線によって表されているが(もっとも、他の文 字の縦線と比べて特に太いというものではない。)、これらのことが、前半部「A sa」と後半部「hi」とを区切る視覚的効果を有しているとは認め難いこと、控 訴人標章(1)の「a」と「h」との間のスペースは、「A」と「s」との間のスペースとり若干広く、また、控訴人標章(2) の「A」、「s」、「a」の各文字の細い輪郭線は、互いに隣接する部分において 重なり合っているのに対し、「a」と「h」の各文字の輪郭線間にはスペースが設けられているけれども、これらのことが、前半部「Asa」の外観を一つの塊として、後半部「hi」の外観と分離して認識させるほどのものとは認められないこ と、一般的に標章の語頭部が外観認識上重要な役割を果たす部分であることを認め るべき証拠はなく、控訴人標章についても、その全体が控訴人の営業識別標識とし て取引者、需要者間に広く認識されているものと推認され、前半部「Asa」が後 半部「hi」に比べて特に、取引者、需要者の印象、記憶に強い影響を与えている とは認められないこと、控訴人標章の「A」は他の文字に比較してよりデザイン化 されているものと認められるが、そのことによって、控訴人標章が「Asa」と「hi」に分離して認識されるとは認め難いこと、同様に、被控訴人標章において も、その構成からいって、前半部「Asa」が後半部「X」に比べて、特に取引者、需要者の印象、記憶に強い影響を与えるものとは認められないことからして、 「Asa」に控訴人標章及び被控訴人標章の要部がある旨の控訴人の主張は採用で きない。

また、 控訴人標章は、最初の一字目が大きく、二字目から五字目までが小さく表 示されており、また、被控訴人標章は、最初の一字目が大きく、二字目、三字目が

小さく表示されており、一字目の「A」は他の文字に比較してよりデサイン化されているものと認められるが、前記のとおり、控訴人標章は、その全体が控訴人の営 業識別標識として取引者、需要者間に広く認識されているものと推認されるし、被控訴人標章においては、「X」も大きく表されていることからしても、控訴人標章が「A」と「saX」にそれぞれ分離して記述されている。 て認識されるものとは認められず、「A」に控訴人標章及び被控訴人標章の要部がある旨の控訴人の主張は採用できない。

なお、甲第二三号証には、不正競争防止法における表示の類似要件は混同要件にいわば従属する要件にすぎないという観点等から、被控訴人標章は控訴人標章に類 似するものと認めるべきであるという趣旨の記載があるが、採用できない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、不正競争防止法に基づく請 求は理由がない。

控訴人商標権(一)に基づく請求について

- 1 控訴人が控訴人商標権(一)を有していること、被控訴人が米の販売の営業について、その営業用施設あるいはチラシ、封筒、名刺又は包装袋など取引先へ交付又は配付するものに被控訴人標章を使用していることは当事者間に争いがない。 2 (一) 控訴人商標(一)の構成は控訴人標章(1)の構成と同一であるから、 控訴人商標(一)と被控訴人標章との類否の判断は前記一3(二)と同一であっ
- (二) 控訴人は、控訴人商標(一)及び被控訴人標章の要部は前半部「Asa」にある旨主張するが、前記一3(三)に説示したとおり採用できない。 3 よって、その余の点について判断するまでもなく、控訴人商標権(一)に基づ

く請求は理由がない。 三 控訴人商標権(二)に基づく請求について

控訴人が控訴人商標権(二)を有していること、被控訴人が米の販売の営業に ついて、その営業用施設あるいはチラシ、封筒、名刺又は包装袋など取引先へ交付 又は配付するものに被控訴人標章を使用していることは当事者間に争いがない。

2 そこで、控訴人商標(二)と被控訴人標章との類否について検討する。 (一) 控訴人商標(二)は別紙控訴人商標(二)のとおりの構成からなるもので (一) あ<u>る</u>。

控訴人商標(二)と被控訴人標章とを対比すると、控訴人商標(二)と被 控訴人標章の一文字目の部分とは、外観においてきわめて類似するが、被控訴人標 章は四文字からなるのに対して、控訴人商標(二)は「A」をデザイン化した一文 字からなるものであって、両者の全体の外観が類似しないことは明らかである。

控訴人商標(二)からは、「えー」、「えい」又は「あ」の称呼を生じ、被控訴人標章からは、「あさっくす」の称呼を生ずるので、両者は称呼において類似するものとは認められない。また、被控訴人標章からは特段の観念を生じないから、観念において両者が類似するということもない。

右のとおり、控訴人商標(二)と被控訴人標章とは外観、称呼及び観念のいずれ においても類似するものではないから、控訴人商標(二)と被控訴人標章とは類似 しているとはいえない。

(三) 控訴人は、被控訴人標章の要部が語頭部の「A」に存する旨主張するが、 前記一3 (三) に説示したとおり採用できない。

3 よって、その余の点について判断するまでもなく、控訴人商標権(二)に基づ く請求も理由がない。

四 著作権に基づく請求について

著作権法は、著作物について、 1 「思想又は感情を創作的に表現したものであっ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」(二条一項一号)と 規定している。

ところで、言語を表記するのに用いる符号である文字は、他の文字と区別される 特徴的な字体をそれぞれ有しているが、書体は、この字体を基礎として一定の様式、特徴等により形成された文字の表現形態である。いわゆるデザイン書体も文字の字体を基礎として、これにデザインを施したものであるところ、文字は万人共有の字体を基礎として、これにデザインを施したものであるところ、文字は万人共有 の文化的財産ともいうべきものであり、また、本来的には情報伝達という実用的機 能を有するものであるから、文字の字体を基礎として含むデザイン書体の表現形態 に著作権としての保護を与えるべき創作性を認めることは、一般的には困難である と考えられる。仮に、デザイン書体に著作物性を認め得る場合があるとしても、そ れは、当該書体のデザイン的要素が「美術」の著作物と同視し得るような美的創作 性を感得できる場合に限られることは当然である。

2 前掲甲第三号証の二、第一〇号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものと 認められる甲第二一号証によれば、控訴人は、株式会社日本デザインセンターに委 託して、別紙(一)の(1)、(2)記載の書体からなるロゴマークを創作させた ことが認められる。

ところで、右ロゴマークは欧文字「Asahi」について、「A」、「a」、「h」、「i」の各文字における垂直の縦線を太い線で表し、その上下の辺を右上がり四四度の傾斜とし、「A」、「s」、「a」、「h」の各文字における傾斜線を細い線で表し、その傾斜を右上がり四四度とし、「A」、「s」の各文字の細い傾斜の先端にあるはねを三角形状となし、その右上がり傾斜辺を四四度とするとい ったデザインを施した点に特徴があり(別紙(一)の(2)記載の文字は細い輪郭 線に囲まれているが、このような手法はありふれたものであって、デザイン的特徴 、また、「A」の書体は他の文字に比べてデザイン的な工夫 とまではいえない。) が凝らされたものとは認められるが、右程度のデザイン的要素の付加によって美的 創作性を感得することはできず、右ロゴマークを著作物と認めることはできない。 3、よって、その余の点について判断するまでもなく、著作権に基づく請求も理由 がない。

五 以上によれば、控訴人の不正競争防止法に基づく請求、控訴人商標権(一)及 び(二)に基づく請求をいずれも棄却した原判決は正当であって、本件控訴は理由 がない。そして、当審における新たな請求である著作権に基づく請求は理由がな い。

よって、民事訴訟法三八四条、九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決す る。

(裁判官 伊藤博 濱崎浩一 市川正巳)

別紙 (一)

<30691-001>

別紙(二)

<30691-002>

商標権目録

(一)(1)登録番号 第二〇五五一四三号 出願日 昭和六〇年一二月四日 公告日 昭和六二年一一月一三日

昭和六三年六月二四日

商品の区分 第二八類(平成三年政令第二九九号による改正前の 商標法施行令 商品の区分 第二八類(平成三年以下第一 第一条別表による区分。以下同様。) 指定商品 ビール、洋酒、果実酒、中国酒 構成は別紙控訴人商標(一)記載のとおり (2)登録番号 第二〇六三八三七号 出願日 昭和六〇年一二月四日 公告日 昭和六二年一一月一三日 登録日 昭和六三年七月二二日

受球日 昭和ハニ年で月――日 商品の区分 第二九類 指定商品 清涼飲料、果実飲料、氷 構成は別紙控訴人商標(一)記載のとおり (二) (1) 登録番号 第二〇四五七九五号 出願日 昭和六〇年一二月四日

昭和六二年一〇月九日 公告日

登録日 昭和六三年五月二六日

商品の区分第二八類

問品の区が 第一八根 指定商品 酒類(薬用酒を除く) 構成は別紙控訴人商標(二)記載のとおり (2)登録番号 第二〇六三八三八号 出願日 昭和六〇年一二月四日 公告日 昭和六二年一一月一三日

登録日 昭和六三年七月二二日

商品の区分 第二九類 指定商品 茶、コーヒー 指定商品 茶、コーヒー、ココア、清涼飲料、果実飲料、氷 構成は別紙控訴人商標(二)記載のとおり

(3)登録番号 第二〇三二七五二号 出願日 昭和六〇年一二月四日 公告日 昭和六二年九月一日 登録日 昭和六三年三月三〇日 商品の区分 第三二類 指定商品 食肉、卵、食用水産物、野菜、果実、加工食料品 構成は別紙控訴人商標(二)記載のとおり (4)登録番号 第二〇六三八四一号 出願日 昭和六〇年一二月六日 公告日 昭和六二年一一月一九日 登録日 昭和六三年七月二二日 商品の区分 第三三類 指定商品 穀物、豆、粉類、飼料、種子類、その他の植物および動物で他の類に 属しないもの 構成は別紙控訴人商標(二)記載のとおり

<30691-003>